

校点『筆記律呂新書説』（附訓読）（二）

山 寺 三 知

はじめに

本稿は、江戸前期の儒者中村惕斎（一六二九—一七〇二、名は之欽、惕斎は号）が、南宋の儒者、蔡元定（一一三五—一一九八、字は季通、号は西山、元定は名）著『律呂新書』（一一八七年成立）に対して注した『筆記律呂新書説』を翻刻し、標点を施し、さらに訓読を付したものである。底本には、名古屋市蓬左文庫蔵、中村習斎（一七一九—一七九九）写『筆記律呂新書説』（請求番号「中―二九五」、目録における名称は「律呂新書説」）を用いた。なお、前稿（一）は、『國學院大學北海道短期大学部紀要』第三十卷（二〇一三年三月）に掲載した。合わせて参照されたい。

本稿の凡例は、すでに前稿（一）に示したが、ここではその後明らかになったことを踏まえ、補足・訂正すべき事項のみについて記すこととする。

一、対校本の追加

前稿（一）発表後、以下に示す三本の存在が新たに確認された。ここに対校本として追加することとする。

関西大学図書館内藤文庫蔵（「湖本」と略す）

番号「L二一―一五六三」 題簽「律呂新書説」 印記なし

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館高乗勲文庫蔵（「高本」と略す）

番号「八九―四五九」 題簽「筆記律呂新書記」 印記「国文学研究資料館」

公益財団法人 土佐山内家宝物資料館蔵、谷泰山（一六六三―一七一八）・谷干城（一八三七―一九一一）家旧蔵（「谷本」と略す）

番号「ヤ七六〇・四九」 題簽「律呂新書説」 印記「山内文庫」（二種）・「寄贈」・「泰山蔵」（ただし、中巻と下巻を綴じ違えている）

特に、谷本は、巻末に曾我部容所（一七三五―一七八八）によるものと思われる識語が見え、そこには、本写本が、中村惕斎の弟子である増田立軒（一六六四―一七四三）が自ら写した正本をもとし、そこに、同じく惕斎の弟子である斎藤元成（^二生没年不詳）による校本、そして、中根元圭（一六六二―一七三三）による校本を用いて校合して写したものであることが述べられ、伝写の経緯が明らかにされている。また、本写本には、他の写本が皆誤って記している文字を、唯一正しく記している例も見える。^{（三）}これらのことから、谷本は、資料的価値が極めて高いと言える。ただ、書写者が下僕（九鬼八治）であるためか、或いは、書写を幾度か重ねたためか、単純な誤写が目立つとともに、上小口を裁断したであろうか、頭注の上部一、二文字分が切れて判読できない箇所があり、その点が非常に惜しまれる。

また、谷本や高本が存在によって、写本の系統について、少しく明らかになった点があるが、それらについては稿を改めて整理したい。以上のほか、国立台湾大学図書館に中下巻のみを存する写本が所蔵されていることが明らかになったが、未見。

二、校記について

1. 『修正律呂新書』の上欄に見える校記について、前稿（二）の凡例（五の1の2）では、〔校記〕に「修正本眉批云」として示すとしたが、本稿（二）からは、単に「眉批云」として示すこととする。
2. 『筆記律呂新書説』における引用文については、前稿（二）の凡例（五の3の1のホ）に示したとおり、原典資料との校勘は行わないのが原則であるが、中村惕斎が『性理大全』の注を参照したと考えられる箇所については、『性理大全』との校勘を行うこととする。

三、『筆記律呂新書説』にかかわる研究について

前稿執筆時には、『筆記律呂新書説』を専門的に扱った論考は皆無であったが、前稿発表とほぼ時を同じくして、以下の二篇が発表された。
 榎木亨「中村惕斎と『律呂新書』―『修正律呂新書』および『筆記律呂新書説』の文献学的考察―」（『文化交渉 東アジア文化研究科院生論集』創刊号、二〇一三年一月）

榎木亨「中村惕斎『筆記律呂新書説』とその日本雅楽研究について」（『関西大学中国文学会紀要』第三十四号、二〇一三年三月）

なお、今回新たに対校本に追加した湖本、そして未見の国立台湾大学蔵本については、榎木亨氏の「中村惕斎と『律呂新書』―『修正律呂新書』および『筆記律呂新書説』の文献学的考察―」により、その存在を知ることができた。

以上のほか、以下の一篇は、近日刊行予定であると聞くが未見。

遠藤徹「中村惕斎と近世日本の楽律をめぐる試論」（『国立歴史民俗博物館研究報告 開館三十周年記念論文集二』二〇一四年刊行予定）

四、前稿の正誤

前稿（一）に関して、これまで数か所の誤りが確認された。ここに記して訂正する。

頁	行	誤	正
38	11	「その ^x 発せざる所」	↓「其 [○] の発せざる所」
38	12	「別に書数編 ^x を筆記す」	↓「別に書数篇 [○] を筆記す」
38	12	「乃抽此書性理大全中」	↓「乃抽此書于性理大全中」
38	13	「且闡明所未發」	↓「且闡明其 [○] 所未發」
38	13	「爲是別筆記書數編 ^x 」	↓「爲是別筆記書數篇 [○] 」
38	15	「成立年代不明 ^x 」	↓「一〇六七七年 [○] 跋」
47	13	「唐 ^x 五季」	↓「唐 [○] 五季」

53 1 「法度甚精」^(四)、^x ↓ 「法度甚精」^(四)、^o」

〔註〕

- (一) 印記に「秦山藏」とあるが、谷秦山存命中に、識語を記した曾我部容所はまだ生まれておらず、よって、本写本は谷秦山自身の藏書でないことは明らかである。藏書印は、谷秦山家の藏書を示すものである。
- (二) 識語では、この人物について「信齋齋藤子成……子成，名元脩」としているが「子脩，名元成」の誤りと判断し、齋藤元成とした。
- (三) 例えば、前稿(一)五三頁、八行目に見える「十二律之名」の「律」は、谷本以外、底本を含めすべての写本で、誤って「鐘」としている。

本文

修正律呂新書

律呂新書上

宋 建陽 蔡元定 著

○律呂本原

黃鐘第一 以漢志斛銘文定。

長九寸，空圍九分，積八百一十分。

按：天地之數，始於一，終於十。其一、三、五、七、九爲陽，九者，陽之成也；其二、四、六、八、十爲陰，十者，陰之成也。黃鐘者，陽聲之始，陽氣之動也，故其數九。分寸之數，具于聲氣之元，不可得而見。及斷竹爲管，吹之而聲和，候之而氣應，而後數始形焉。均其長得九寸，審其圍得九分，此章凡言分者，皆十分寸之一。積其實得八百一十分。長九寸，圍九分，積八百一十分，是爲律本，度量權衡於是而受法^(一)，十一律由是而損益焉。算法：置八百一十分，分作九重^(二)，每重得九分。圓田術：三分益一，得一十二，以開方法除之，得三分四釐六毫強，爲實徑之數，不盡二毫八絲四忽。今求圓積之數，以徑三分四釐六毫自相乘，得十一分九釐七毫一絲六忽，加以開方不盡之數二毫八絲四忽，得一十二分，以管長九十分乘之，得一千八十

分，爲方積之數，四分取三爲圓積，得八百一十分。

〔校記〕

〔一〕 度量權衡於是而受法 「權衡」，性理大全作「衡權」。

〔三〕 分作九重 眉批云：「九重」當作「九十重」。

〔訓読〕

律呂新書上

宋 建陽 蔡元定 著

○律呂本原

黃鐘第一 〔漢志〕「漢書」〔律曆志上〕の斛銘の文を以て定む。

長さ九寸、空圍九分、積八百一十分。

按ずるに、天地の数、一に始まりて、十に終ふ。其の一・三・五・七・九を陽と爲す。九は陽の成れるなり。其の二・四・六・八・十を陰と爲す。十は陰の成れるなり。黃鐘は、陽声の始め、陽氣の動くなり。故に其の数九。分寸の数、声氣の元に具はりて、得て見るべからず。竹を断ちて管と爲し、之を吹きて声、和し、之を候ひて氣、応ずるに及びて、而して後に數始めて形はる。其の長さを均しくして九寸を得、其の圍を審らかにして九分を得、〔此の章、凡そ分を言ふ者、皆十分寸の一。〕其の實を積みて八百一十分を得。長さ九寸、圍九分、積八百一十分、是を律の本と爲し、度・量・權衡、是に於て法を受く。十一律是に由りて損益す。〔算法。八百一十分を置き、分ちて九重と作して、毎重、九分を得。〕円田術。三分して一を益して、一十二を得。開方法を以て之を除きて、三分四釐六毫強を得て、実徑の數と爲す。不尽二毫八絲四忽。今、円積の數を求むるに、徑三分四釐六毫を以て自ら相乗じて、十一分九釐七毫一絲六忽を得、加ふるに開方不尽の數二毫八絲四忽を以てして、一十二分を得、管長九十分を以て之に乗じて、一千八十分を得て、方積の數と爲し、四分して三を取りて円積と爲し、八百一十分を得たり。

筆記律呂新書說

律呂本原

黃鐘第一

長九寸，空圍九分，積八百一十分。

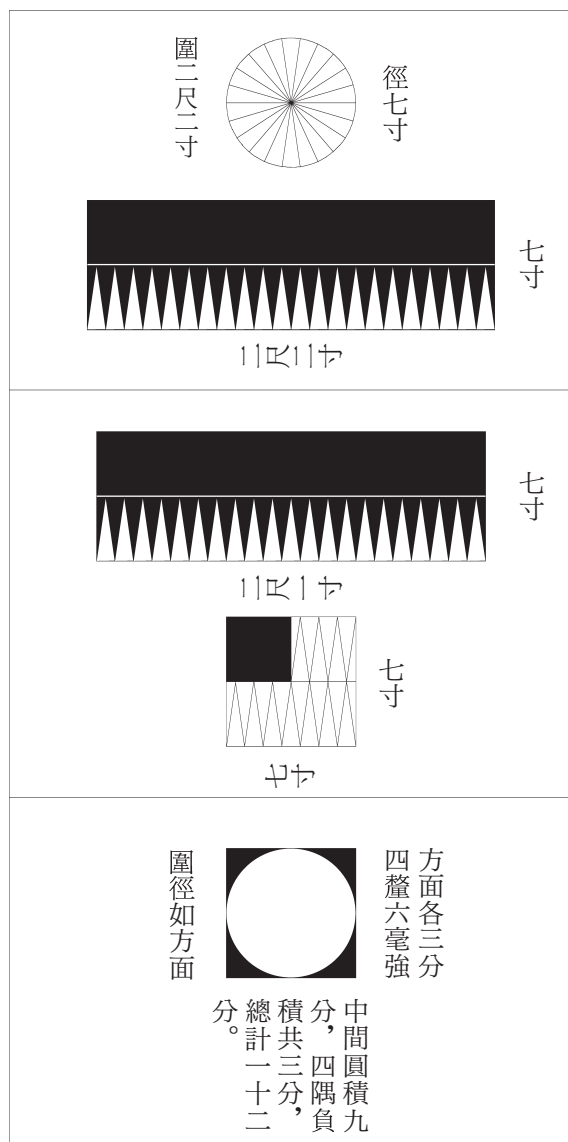
欽按：「空圍九分」，謂黃鐘管口空圍內容平方分積九箇也。「積八百一十分」，謂長九寸之管中容立方分積八百一十也。

○朱子曰「本原第一章圍、徑之數，此是最大節目，不可草草」，又曰「律歷家最重元聲。元聲一定，向下都定；元聲一差，向下都差」者以此。又曰：「古者，只說箇空圍九分^(一)，不說徑三分，蓋不啻三分，猶有奇也。」

○彭魯齋【彭說見于大全】曰：「黃鐘律管有周，有徑，有面幕，有空圍內積，有從長。如史記論從長，律歷志論從長及積，東漢鄭氏玄注月令論幕，東漢蔡氏邕月令章句論從長，皆不易之論也^(二)。獨周徑之說，漢以前俱無明文。漢律歷志開端未竟，東漢蔡氏始創爲徑三分之說，晉孟氏康以後，諸儒續爲徑三分、圍九分之說，宋胡氏瑗、蔡氏元定又爲徑三分四釐六毫、圍十分三釐八毫之說。然攷之，方圍^(三)、周、徑、幕、積，率皆未有合^(四)。蓋孟氏諸儒言徑三分、圍九分^(五)，又用徑一、圍三之法，雖是古率，然古人大約以此爲圓術耳^(六)。若以密率推之，一徑則圍三有奇^(七)，諸說所以不合也^(八)。」

○欽按：本註算法「分作九重」，當作「九十重」。

其圓田術，是以圓積求圓徑之法也。凡圓積居徑、七寸。圍二尺二寸。相乘方積一百五十四寸。之四分之一。四歸方積得三十八寸半。



如上二圖，是定數也。若依古率，爲徑一、圍三，則知居徑、七寸。圍二十一寸。相乘方積一百四十七寸。之四分之一者，四歸方積得三十六寸七分半。即居以徑七寸。自乘方積四十九寸。之四分之一。三乘四歸亦得三十六寸七分半。如中二圖。故舊術據黃鐘空圍本積九分設三分益一之法，四乘三歸得一十二分。乃以平方法開之，得方面三分四釐六毫，不盡二毫八絲四忽。即以爲圓徑，如下一圖也。然其實則徑一而圍三有奇，故其所得徑、圍之數皆未適合也。自漢劉歆、張衡、魏劉徽、吳王蕃等，雖各立新率，然未臻折衷，獨南宋祖冲之之密術，得其實數而爲最精。其法正數徑一丈、周三丈一尺四寸一分五釐九毫三秒六忽⁽¹⁰⁾，而大率則徑一百一十三、周三百五十五，比正數，徑微衍。約率則徑七、周二十二。比正數，徑稍促。○以上出通雅。今竽家只以約率通行，彭氏依密率，正胡、蔡之差。然只紀其徑、圍之數，而不出其法。凡圓田術，以積求徑，當以圓積常法七八五七強，約本積爲實，以平方法開之，則得其徑。但以其奇零難均，故今設新法。如黃鐘管空圍內積九分，以七乘九得六

十三，以歸法五五約之^(二)，得十一分四釐五毫四絲五忽萬分忽之四千五百四十五餘數二五。爲實，以平方法開之，得三分三釐八毫四絲四忽萬分忽之五千六百四十四餘八不盡四零九一二三三九六。爲實徑。若夫圍數則無所用。然欲知之，則以二十二乘徑，以七歸之得圍。又要直以積求圍，則以二十二乘積爲實，以一七五爲歸法約之^(三)，以平方法開之，亦得之。如黃鐘空圍九分，則爲圓圍一十分零六釐三毫六絲八忽萬分忽之六千三百一十二。不盡一零六三八八六五六。蔡氏於下篇斛法，載冲之圍率。蓋非不知其術，或未能明確而姑依胡氏之成筭耳。

○解曰：「圓積常法七八五七強」者，置圓周二十二寸，以徑七寸歸之，得三寸一分四釐二毫八絲五忽七十一秒強。即徑一「言一寸」之圍，而徑、圍相乘之積亦即是也。再以四歸之，徑、圍相乘而圓積居其四分之一，故四歸求之。則得七分八釐五毫強。是在徑一寸、圍三寸一分四釐二毫強相乘中，圓積之實也。術以此爲歸法，約所見本積，則其所得是實圓權方【實ハ圓ナレドモカリニ方ニス】之積也。乃以權方【即平方】法開之，而所得權方之方面，即所求實圓之直徑也。但再除之數，不免捨奇零【五毛強トデ】，難以爲法，故今立新法，以七乘所見本積爲實，却以四歸二十二，得五五爲歸法，以法約實，而所得以方法開之，則得圓徑如前數矣。其因積求圍之歸法「一七五」者，以四歸七之數也。是皆將前術來異乘同除，以翻運之耳。

○凡破筭之法，宋時尙用商除，故以除言之。今用歸法^(三)，爲得便捷矣。

〔校記〕

- 〔一〕 只說箇空圍九分 「箇」，性理大全引朱子語類及朱子語類無此字。
- 〔二〕 皆不易之論也 「也」，性理大全引彭魯齋說無此字。
- 〔三〕 方圍 「方」上，性理大全引彭魯齋說有「古」字。
- 〔四〕 率皆未有合 「合」下，性理大全引彭魯齋說有一百一十四字。
- 〔五〕 蓋孟氏諸儒言徑三分圍九分 「蓋」，性理大全引彭魯齋說作「晉」。
- 〔六〕 然古人大約以此爲圓術耳 「術」，湖本、狩本、學本作「田」。「以此爲圓術耳」，性理大全引彭魯齋說作「以此圓田」。
- 〔七〕 一徑則圍三有奇 「二徑」，性理大全引彭魯齋說作「徑一」。「奇」下，性理大全引彭魯齋說有七十字。

〔八〕諸説所以不合也 「諸説」，性理大全引彭魯齋說作「此管孟氏諸儒之説」。「也」下，性理大全引彭魯齋說有一千一百一十六字。

〔九〕魏劉徽 「徽」，原誤作「徵」，據各本改。

〔二〇〕其法正數徑一丈周三丈一尺四寸一分五釐九毫三秒六忽 「秒」，原誤作「抄」，今據各本改。「三秒」，當是「二秒」之誤。隋書律曆志上云「胸數三丈一尺四寸一分五釐九毫二秒六忽」，通雅卷四十引隋書律曆志上，「二秒」作「三秒」。此蓋抄通雅而誤。今不改。又據隋書，此數乃胸數而非正數。

〔二一〕以歸法五五約之 「歸」，湖本、狩本、學本作「除」。

〔二二〕以一七五爲歸法約之 「歸」，湖本、狩本、學本作「除」。

〔二三〕今用歸法 「今」原作「令」，習齋傍註云：「今力」。今據傍註及各本改。

〔訓読〕

律呂本原

黃鐘第一

長さ九寸、空囲九分、積八百一十分。

欽（中村惕齋）按ずるに、「空囲九分」は、黄鐘管口の空囲内に平方分の積九箇を容るるを謂ふなり。「積八百一十分」は、長さ九寸の管中に立方分の積八百一十を容るるを謂ふなり。

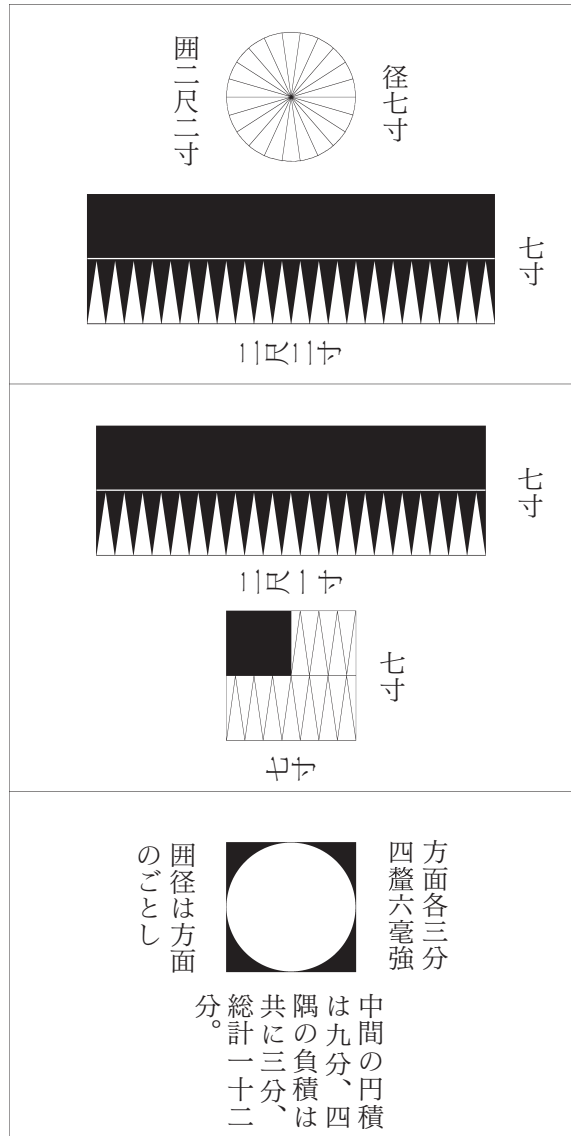
○朱子（『朱子文集』卷四十四「蔡季通に答ふ」）、「〔本原〕第一章の囲・径の数、此れ是れ最大の節目、草草にすべからず」と曰ひ、又（『朱子語類』卷九十二「楽」）「律歴家は最も元声を重んず。元声一たび定まれば、向下都て定まり、元声一たび差へば、向下都て差ふ」と曰ふ者は此を以てなり。又（『朱子語類』卷九十二「楽」）曰はく、「古者、只だ箇の空囲九分を説ふのみにして、径三分を説はざるは、蓋し密だに三分のみならず、猶ほ有奇あればなり」と。

○彭魯齋（彭絲、一二三九—一二九九）【彭説は『大全（性理大全）』に見ゆ。】曰はく、「黄鐘律管に周有り、径有り、面幕有り、空囲内積有り、従長有り。『史記』（律書）に従長を論じ、（漢書）の「律歴志」に従長及び積を論じ、東漢の鄭氏（一二七—二〇〇）、

『礼記』の「月令」に注して纂を論じ、東漢の蔡氏〈邕〉（二三三—一九二）の『月令章句』に従長を論ずるがときは、皆不易の論なり。独り周径の説のみ、漢以前俱に明文無し。『漢（漢書）』『律歷志』、端を開きて未だ竟へず、東漢の蔡氏始創し径三分の説を為し、晋の孟氏〈康〉（生没年不詳）以後、諸儒統きて径三分・圜九分の説を為し、宋の胡氏〈瑗〉（九九三—一〇五九）・蔡氏〈元定〉（一一三五—一一九八）、又径三分四釐六毫・圜十分三釐八毫の説を為す。然れども之を攷ふるに、方圜・周・径・纂・積、率ね皆未だ合ふこと有らず。蓋し孟氏諸儒、径三分・圜九分と言ひ、又径一・圜三の法を用ふるは、是れ古率なりと雖も、然れども古人大約此を以て円術を為すのみ。若し密率を以て之を推せば、一径は則ち圜三有奇、諸説合はざる所以なり」と。

○欽按ずるに、本註算法の「分ちて九重と作す」は、当に「九十重」に作るべし。

其の円田術は、是れ円積を以て円径を求むるの法なり。凡そ円積は、径へ七寸。〃・圜へ二尺二寸。〃相乗ずる方積へ一百五十四寸。〃の四分の一へ四もて方積を帰すれば三十八寸半を得。〃に居れり。



上の二図のごとくして、是れ定数なり。若し古率に依りて、径一・圜三と為すときは、則ち径・へ七寸。〽圜へ二十一寸。〽相乗ずる方積へ一百四十七寸。〽の四分の一に居る者、へ四もて方積を帰すれば三十六寸七分半を得。〽即ち、径へ七寸。〽を以て自乗する方積へ四十九寸。〽の四分の三へ三もて乗じ四もて帰すれば亦た三十六寸七分半を得。〽に居るを知る。中の二図のごとし。故に旧術は、黄鐘の空圜本積九分に拠りて三分益一の法を設け、へ四もて乗じ三もて帰して二十二分を得。〽乃ち平方法を以て之を開き、方面三分四釐六毫へ不尽二毫八絲四忽。〽を得て、即ち以て円径と為す。下の二図のごときなり。然れども其の実は則ち径一にして圜三有奇なり。故に其の得る所の径・圜の数、皆未だ適合せざるなり。漢の劉歆（？―二三）・張衡（七八―一三九）・魏の劉徽（生没年不詳）、呉の王蕃（二二八―二六六）等より、各々新率を立つと雖も、然れども未だ折衷に臻らず、独り南宋の祖冲之（四二九―五〇〇）の密術のみ、其の実数を得て最も精たり。其の法、正数は径一丈・周三丈一尺四寸一分五釐九毫三秒六忽にして、大率は則ち径一百一十三・周三百五十五、へ正数に比して、径微かに衍し。〽約率は則

ち径七・周二十二なり。△正数に比して、径稍すこや促し。○以上『通雅』に出でたり。△今の筭家只だ約率を以て通行するも、彭氏、密率に依りて、胡・蔡の差を正す。然れども只だ其の径・圜の数を紀すのみにして、其の法を出ださず。凡そ円田術は、積を以て径を求むるなれば、当に円積の常法七八五強を以て、本積を約して実と為し、平方法を以て之を開けば、則ち其の径を得べし。但だ其の奇零の均しくし難きを以ての故に、今、新法を設く。黄鐘管の空圜内積九分のごときは、七を以て九に乘じて六十三を得、帰法五五を以て之を約して、十一分四釐五毫四絲五忽万分忽の四千五百四十五△餘数二五△を得て実と為し、平方法を以て之を開きて、三分三釐八毫四絲四忽萬分忽の五千六百四十四△餘八、不尽四零九一二三二九六△を得て実径と為す。夫の圜数のごときは則ち用ふる所無し。然れども之を知らんと欲すれば、則ち二十二を以て径に乘じ、七を以て之を帰すれば圜を得。又直ちに積を以て圜を求めんと要するときは、則ち二十二を以て積に乘じて実と為し、一七五を以て帰法と為して之を約し、平方法を以て之を開けば、亦た之を得。黄鐘空圜九分のごときは、則ち円圜一十分零六釐三毫六絲八忽万分忽の六千三百一十二と為る。△不尽一零六三八三六五六△。蔡氏は下篇の斛法に於て、冲之の圓率を載す。蓋し其の術を知らずんば非ず、或いは未だ明確にする能はずして姑く胡氏の成筭に依るのみ。

○解に曰はく、「円積の常法七八五強」とは、円周二十二寸を置き、径七寸を以て之を帰し、△三寸一分四釐二毫八絲五忽七十一秒強を得。即ち径一【一寸を言ふ】の圜にして、径・圜相乗するの積も亦た即ち是れなり。△再び四を以て之を帰すれば、△径・圜相乗じて円積、其の四分の一に居れり。故に四もて帰して之を求む。△則ち七分八釐五毫強を得。△是れ径一寸・圜三寸一分四釐二毫強相乗することの中に在り、円積の実なり。△術に此を以て帰法と為し、見る所の本積を約すれば、則ち其の得る所は是れ実円権方【実ハ円ナレドモカリニ方ニス】の積なり。乃ち権方【即ち平方なり】。法を以て之を開き、而して得る所の権方の方面は、即ち求むる所の実円の直径なり。但だ再除の数は、奇零【五毛強トデル】を捨つるを免れざれば、以て法と為し難し。故に今、新法を立て、七を以て見る所の本積に乘じて実と為し、却て四を以て二十二を帰して、五五を得て帰法と為し、法を以て実を約し、而して得る所、方法を以て之を開けば、則ち円径を得ること前数のごとし。其の積に因りて圜を求むるの帰法「一七五」とは、四を以て七を帰するの数なり。是れ皆前術を將もつて来りて異乗同除して、以て翻りて之を運らすのみ。

○凡そ破筭の法、宋の時尚ほ商除を用ふ。故に除を以て之を言ふ。今、帰法を用ふるは、便捷を得んが為ためなり。

黃鐘之實第二 以淮南子、漢前志定。其寸、分、釐、毫、絲之法，以律書生鐘分定。

子一

黃鐘之律。

丑三

爲絲法。

寅九

爲寸數。

卯二十七

爲毫法。

辰八十一

爲分數。

巳二百四十三

爲釐法。

午七百二十九

爲釐數。

未二千一百八十七

爲分法。

申六千五百六十一

爲毫數。

酉一萬九千六百八十三

爲寸法。

戌五萬九千□□四十九

爲絲數。

亥一十七萬七千一百四十七

黃鐘之實。

按：黃鐘九寸，以三分爲損益，故以三歷十二辰，得一十七萬七千一百四十七，爲黃鐘之實。其十二辰所得之數，在子、寅、辰、午、申、戌六陽辰爲黃鐘寸、分、釐、毫、絲之數；子爲黃鐘之律，寅爲九寸，辰爲八十一分，午爲七百二十九釐，申爲六千五百六十一毫，戌爲五萬九千四十九絲。在亥、酉、未、巳、卯、丑六陰辰爲黃鐘寸、分、釐、毫、絲之法。亥爲黃鐘之實，酉之一萬九千六百八十三爲寸，未之二千一百八十七爲分，巳之二百四十三爲釐，卯之二十七爲毫，丑之三爲絲。其寸、分、釐、毫、絲之法，皆用九數，故九絲爲毫，九毫爲釐，九釐爲分，九分爲寸爲黃鐘。蓋黃鐘之實一十七萬七千一百四十七之數，以三約之，爲絲者五萬九千四十九；以二十七約之，爲毫者六千五百六十一；以二百四十三約之，爲釐者七百二十九；以二千一百八十七約之，爲分者八十一；以一萬九千六百八十三約之，爲寸者九，由是三分損益，以生十一律焉。或曰：「徑圍

之分，以十爲法，而相生之分、釐、毫、絲，以九爲法，何也？」曰：「以十爲法者，天地之全數也；以九爲法者，因三分損益而立也。全數者即十而取九；相生者約十而爲九。即十而取九者，體之所以立；約十而爲九者，用之所以行。體者所以定中聲；用者所以生十一律也。」

〔校記〕

〔訓読〕

黄鐘の実第二（『淮南子』（の「天文訓」）・『漢の前志（『漢書』律曆志上）を以て定む。其の寸・分・釐・毫・絲の法、（『史記』の

「律書」の生鐘分を以て定む。）

子の一は黄鐘の律。

丑の三を絲法と爲す。

寅の九を寸数と爲す。

卯の二十七を毫法と爲す。

辰の八十一を分数と爲す。

巳の二百四十三を釐法と爲す。

午の七百二十九を釐数と爲す。

未の二千一百八十七を分法と爲す。

申の六千五百六十一を毫数と爲す。

酉の一万九千六百八十三を寸法と爲す。

戌の五万九千□□四十九を絲数と爲す。

亥の一十七万七千一百四十七は黄鐘の実。

按ずるに、黄鐘九寸、三分を以て損益を為す。故に三を以て十二辰を歴、一十七万七千一百四十七を得て、黄鐘の実と為す。其の十二辰の得る所の数、子・寅・辰・午・申・戌の六陽辰に在るを黄鐘の寸・分・釐・毫・絲の数と為し、へ子を黄鐘の律と為し、寅を九寸と為し、辰を八十一分と為し、午を七百二十九釐と為し、申を六千五百六十一毫と為し、戌を五万九千四十九絲と為す。へ亥・酉・未・巳・卯・丑の六陰辰に在るを黄鐘の寸・分・釐・毫・絲の法と為す。へ亥を黄鐘の実と為し、酉の一万九千六百八十三を寸と為し、未の二千一百八十七を分と為し、巳の二百四十三を釐と為し、卯の二十七を毫と為し、丑の三を絲と為す。へ其の寸・分・釐・毫・絲の法、皆九数を用ふ。故に九絲を毫と為し、九毫を釐と為し、九釐を分と為し、九分を寸と為して黄鐘と為す。蓋し黄鐘の実一十七万七千一百四十七の数、三を以て之を約して、絲たる者五万九千四十九、二十七を以て之を約して、毫たる者六千五百六十一、二百四十三を以て之を約して、釐たる者七百二十九、二千一百八十七を以て之を約して、分たる者八十一、一万九千六百八十三を以て之を約して、寸たる者九つ、是に由りて三分損益して、以て十一律を生ず。或ひと曰はく、「徑・冢の分、十を以て法と為して、相生の分・釐・毫・絲、九を以て法と為すこと、何ぞや」と。曰はく、「十を以て法と為すは、天地の全数なり。九を以て法と為すは、三分損益に因りて立てり。全数は十に即きて九を取る。相生は十を約して九と為す。十に即きて九を取るは、体の以て立つ所、十を約して九と為すは、用の以て行はるる所なり。体は以て中声を定むる所、用は以て十一律を生ずる所なり」と。

筆記律呂新書説

黄鐘之實第二

海虞桑氏曰：「在陽辰順而左行，爲寸、分、釐、毫、絲之數；在陰辰逆而右行，爲起寸、分、釐、毫、絲之法。」或問：「筭到十七萬有餘之數，當何用？」朱子曰：「以定管之長短而出此聲」^(一)。大抵考究其法是如此。」

○明陳仁錫《世法錄》云^(二)：「司馬遷謂黄鐘八寸十分一者，九法也。班固以黄鐘爲九寸者，十法也。二說實相符矣。蓋天地之數，始於一，終於十。其一、三、五、七、九爲陽，九者，陽之成；二、四、六、八、十爲陰，十者，陰之成。用九九八十一之數，以爲生律之本，是律呂絲陽數而生也；用天地之全數，以尺量而定中聲，是律呂絲陰數而成也。陽以生之，陰以成之。此律之所以與造化通也。」

○欽按：前漢志云：「黃鐘，律呂之本。」蓋黃、林、太、南、姑、應、蕤、大、夷、夾、無、仲十二管，一律一呂，皆由黃鐘九寸，以三分損益而迭相生，故以爲律呂之本也。然三除之數，奇零不能盡，故黃鐘一管，以三歷乘凡十一次，共以十二辰紀之，得十七萬七千一百四十七，爲黃鐘之實。乃依此三分損益，得十一律之分實，各以寸、分、釐、毫、絲之法約之，定衆管長短，方得無不盡之數^(三)。其寸、分、釐、毫、絲之法與數，則自得之歷乘之間。要之，只是均筭之權術而非有繫于象數矣。【安按：此本均筭之權術而象數之妙生其中矣。】

凡此書紀數有闕位，則以方圈填之，或單或兩，隨所當有之字數。今讀音闕。

〔校記〕

〔一〕 以定管之長短而出此聲 「此」，性理大全引朱子語類及朱子語類作「是」。

〔三〕 「○明陳仁錫世法錄云」至「此律之所以與造化通也」 湖本、順本、狩本、學本無此段。

〔三〕 方得無不盡之數 「得」，原脫，今據各本補。

〔訓読〕

黃鐘之実第二

海虞（現在の江蘇省常熟市海虞）の桑氏（桑悦、一四四七—一五〇三？。『性理大全』の補注に引く）曰はく、「陽辰に在るは順ひて左行し、寸・分・釐・毫・絲の數と爲り、陰辰に在るは逆らひて右行し、寸・分・釐・毫・絲を起こすの法と爲る」と。『朱子語類』卷九十二「樂」に「或るひと問ふ、「筭、十七万有餘の數に到りて、当に何にか用ふべき」と。朱子曰はく、「以て管の長短を定めて此の聲を出だす。大抵、其の法を考究すること是れ此のごとし」と。

○明の陳仁錫（一五八一—一六三六）の『世法錄』（卷二十二「樂律」「国朝樂制」）に云ふ、「司馬遷（前一四五—前八六）『史記』『律書』、「黃鐘八寸十分の一」と謂ふ者は、九の法なり。班固（三二—九二）『漢書』『律曆志上』、黃鐘を以て九寸と爲す者は、十の法なり。二説実に相符せり。蓋し天地の數は、一に始まり、十に終ふ。其の一・三・五・七・九を陽と爲す。九は、陽の成れるなり。二・四・六・

八・十を陰と為す。十は、陰の成れるなり。九九八十一の数を用ひ、以て生律の本と為す、是れ律呂、陽数に繇りて生ずればなり。天地の全数を用ひ、尺を以て量りて中声を定むる、是れ律呂、陰数に繇りて成ればなり。陽は以て之を生じ、陰は以て之を成す。此れ律の造化と通ずる所以なり」と。

○欽按ずるに、『前漢志』に云ふ、「黄鐘は、律呂の本」と、『漢書』「律曆志上」に「律本」と見え、『呂氏春秋』「仲夏」「古楽」に「黄鐘之宮、律呂之本」と見え、朱熹『儀礼経伝通解』「鐘律」に引く『漢書』或いは『呂氏春秋』に「黄鐘、律呂之本」と見える。蓋し黄・林・太・南・姑・応・蕤・大・夷・夾・無・仲の十二管、一律一呂、皆黄鐘九寸に由りて、三分損益を以てして迭に相生ずるが故に、以て律呂の本と為すなり。然れども三除の数は、奇零尽くる能はず。故に黄鐘一管、三を以て歴乗すること凡そ十一次、共に十二辰を以て之を紀して、十七万七千一百四十七を得て、黄鐘の実と為す。乃ち此に依り三分損益して、十一律の分実を得、各々寸・分・釐・毫・絲の法を以て之を約して、衆管の長短を定むれば、方に不尽の数無きことを得。其の寸・分・釐・毫・絲の法と数とは、則ち自ら之を歴乗の間に得。之を要するに、只だ是れ筭を均しくするの権術にして象数に繋がること有るに非ず。【安（蟹養斎、一七〇五—一七七八）按ずるに、此れ筭を均しくするの権術に本づくも象数の妙、其の中に生ず。】

凡そ此の書は紀数に關位有れば、則ち方圈を以て之を填む。或いは単或いは両、当に有るべき所の字数に随ふ。今、讀みて音闕。

（待続）

謝辞

貴重書の閲覧・撮影・複写等に関して便宜を図って下さった、関西大学図書館、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館、公益財団法人土佐山内家宝物資料館、並びに貴重書の閲覧・翻刻掲載を許可して下さいた名古屋蓬左文庫、そして関西大図書館内藤文庫蔵本に関する有益な情報を提供して下さいた榎本亨氏（関西大学大学院東アジア文化研究科博士課程後期）に対して厚く御礼申し上げます。